一　指定発給機関の名称
　日本商工会議所
二　指定発給機関の住所
　東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
三　発給事務を行う事務所の所在地
　北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号、東京都千代田区丸の内三丁目二番二号、神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一号、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一号、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一号、香川県高松市番町二丁目二番二号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
四　指定発給機関が行う発給事務の区分
　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表に該当する物品に係る発給事務

○経済産業省告示第二百九十一号

　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府通商産業省令第一号）第六条第五項、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条第五項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第八条第五項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第七条第五項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十三条第五項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第二十六条第五項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第二十七条第五項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二十五条第五項及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第四十四条第五項の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の六の二、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十五の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十五の二、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十六の二、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十五の二、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十二の二、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第四十三条の十三の二及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公示する。
　なお、平成元年科学技術庁通商産業省告示第十号（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件）、平成十七年経済産業省告示第二百九十四号（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件）及び平成十七年経済産業省告示第三百号（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件）は、平成二十一年九月十五日限り、廃止する。
　平成二十一年九月十五日　経済産業大臣　二階　俊博

一　名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）
二　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○経済産業省告示第二百九十二号

　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条第一項第二十三号、第二十五号及び第二十九号の規定に基づき、鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。
　平成二十一年九月十五日　経済産業大臣　二階　俊博

　鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示
　鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成十七年経済産業省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。
　第十一条中「第二十九条第一項第二十二号」を「第二十九条第一項第二十三号」に改める。
　第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

　第十三条中「第二十九条第一項第二十八号」を「第二十九条第一項第二十九号」に改める。

○経済産業省告示第二百九十三号

　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第二十九条第一項第二十五号の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第四十四条の七第一号の規定に基づき、公示する。
　平成二十一年九月十五日　経済産業大臣　二階　俊博

一　名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）
二　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○国土交通省告示第千七号

　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第一号の規定に基づき、昭和四十四年建設省告示第千七百二十八号の一部を次のように改正する。
　平成二十一年九月十五日　国土交通大臣　金子　一義

　題名中「開ける」を「開く」に改める。
　第一各号列記以外の部分中「開ける」を「開く」に、「次に」を「、次に」に改め、第一第一号中「向つて開ける」を「向かつて開く」に改め、第一第二号中「向つて開ける」を「向かつて開く」に、「附室」を「付室」に、「壁の上部」を「壁の上部」に改め、第一第三号中「向つて開ける」を「向かつて開く」に、「、常時」を「常時」に改め、第一第四号中「附室」を「付室」に改める。
　第二を次のように改める。
　第二　排煙設備にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。
一　最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備　次に掲げる基準に適合するものとする。
イ　排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
ロ　排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
ハ　排煙口には、第一第四号の例により手動開放装置を設けること。
ニ　排煙口は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
ホ　排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設けること。
ヘ　給気口は、開口面積を一平方メートル以上とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。
ト　電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。
チ　電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。
リ　火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとすること。